

平成22年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成22年11月25日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第12号 専決処分の報告について（公用車の事故にかかる損害賠償）
日程第5 議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6 議案第55号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第56号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第57号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第58号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第59号 市道路線の認定について
日程第11 議案第60号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
日程第12 議案第61号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
日程第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	船渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	中 島 治 徳
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	坂 井 嘉 徳
健 康 福 祉 部 長	浅 野 明	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	石 川 博 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	五 井 淳 人		

開会の宣告

○議長（道下和茂君）

ただいまから平成22年度第4回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 中村重光君と11番 村瀬明義君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（道下和茂君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの23日間とし、26日から28日、30日から12月6日、9日から16日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの23日間とし、26日から28日、30日から12月6日、9日から16日までを休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（道下和茂君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、出席しました会議等につきまして報告をさせていただきます。

10月12日に岐阜市役所で会期を1日として開催されました、第2回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の議会定例会について報告をいたします。

本定例会に提案された議案は、平成21年度の施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてと、監査委員の同意について2件であり、議案審議の結果、原案のとおり承認されました。

次に、10月25日に三重県名張市で第249回東海市議会議長会理事会が開催され、出席しました。

初めに、4月から10月までの一般会務と慶弔会務の報告があり、続いて岐阜県郡上市から提案された東海北陸自動車道4車線化の早期実現を求める要望についてほか4件の議案の審議に入り、す

すべての議案が原案のとおり可決されました。

次に、次期理事会の開催市の決定についてが議題となり、平成23年2月10日に本巢市で開催することに決定しました。

続いて、11月10日に第2回本巢消防事務組合定例会が開催され、会期を1日として、初めに本巢消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてが提案され、審議に入りました。

続いて火災予防条例の一部改正について、平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定について、平成22年度一般会計補正予算について、それぞれ提案があり、審議の結果、すべての議案が原案のとおり可決されました。

最後に、11月12日に全国議会議長会第89回評議員会が日本都市センターで開催され、出席しています。

初めに、ことし5月から11月までの一般事務の会務報告と、地方行政委員会ほか六つの委員会よりそれぞれ活動報告がありました。

続いて議案の審議に入り、各部会より18件の議案が提案され、郡上市が東海北陸自動車道4車線の早期実現を求める要望についてを東海部会からの提案として提案説明しました。

すべての案件が原案のとおり承認されています。

なお、この席で地方議会議員年金制度についての現状説明がありましたので、本定例会最終日の全員協議会において報告の時間をとりたいと考えております。

以上、報告させていただきます。

なお、会議などの資料をごらんになりたい方につきましては、議会事務局に保管してありますので、お申し出を願いたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 船渡洋子君。

議会だより編集特別委員会委員長（船渡洋子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第28号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。内容につきましては、9月に開かれました第3回定例会が主なものとなっております。表紙には、真桑小学校5年生の稲刈りを掲載しました。2ページからは、正・副議長あいさつ、新しい議会構成、議決された議案、一般質問、委員会報告の順に掲載し、最終ページには、能郷の能・狂言について掲載しました。

今回は、10月6日、13日、18日の計3回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては平成23年2月1日に発行予定で、今定例会の内容を主なものとして発行します。

以上、議会だより編集特別委員会から報告しました。

○議長（道下和茂君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

16番 大西徳三郎君。

16番（大西徳三郎君）

それでは、報告をいたします。

平成22年第3回もとす広域連合議会定例会が、10月18日から22日までの5日間の会期で本巢市役所本庁舎3階議場で開催されましたので、報告をいたします。

今定例会に提出された議案は、専決処分の承認2件、人事案件1件、平成21年度各会計の決算5件、平成22年度補正予算3件、計11件でありました。

初めに、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、また職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2件の報告があり、承認をいたしました。

次に、もとす広域連合公平委員会委員の選任同意が提案され、全員賛成で同意をしております。

続いて、平成21年度もとす広域連合の一般会計の決算、介護保険特別会計の決算、老人福祉施設特別会計の決算、療育医療施設特別会計の決算、衛生施設特別会計の決算及び平成22年度一般会計のほか、介護保険、老人福祉施設特別会計の補正予算3件、合わせて8件、それぞれの内容について提案説明があり、それぞれ関係する常任委員会に付託され、審査された結果、各会計の決算認定5件についてはすべて認定され、3件の補正予算については可決をされております。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

○議長（道下和茂君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

まず初めに本巢市総合計画後期基本計画の策定状況につきまして、御報告を申し上げます。

本巢市総合計画後期基本計画につきましては、6月以降、市民の意識調査を初め、職員で構成いたしますワーキングチーム、専門部会、策定委員会におきまして検討を重ねてまいりましたが、素案がまとまりましたことから、昨日24日に第1回の本巢市計画審議会を開催いたしまして、総合計画後期基本計画の案につきまして、諮問をさせていただいたところでございます。

今後、策定委員会でのさらなる検討を進めてまいりますとともに、計画審議会におきまして十分な調査、御審議をいただきながら計画策定を進めてまいりたいと考えております。また、パブリックコメントによりまして、市民の皆様からの御意見もいただいた上で、来年2月には答申をいただき、計画策定をしてまいりたいというふうに考えております。高齢化の加速、地方分権の進展など、社会情勢、経済情勢の変化など大きな変革期にありますが、本巢市第1次総合計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、国土利用計画（本巢市計画）の策定状況につきまして、御報告を申し上げます。

国土利用計画（本巢市計画）につきましては、ことし3月の県計画の策定を受け、4月以降、県

及び市の各計画との整合を図りながら庁内で検討を重ねてまいりましたが、素案がまとまりましたことから、本巢市総合計画後期基本計画と同様、昨日、計画審議会を開催いたしまして、土地利用の基本構想、土地の利用目的に応じた規模目標及びこれらを達成するために必要な措置について、諮問をさせていただいたところでございます。

今後、県との意見交換や庁内でのさらなる検討を進めるとともに、計画審議会での御審議をいただきながら来年2月には答申をいただき、計画策定をしてまいりたいと考えております。土地利用に関する諸状況につきましては、東海環状自動車道西回りルートを初めとした道路網の形成など、大きな変革期を迎えつつありますが、国土利用計画の基本方針でもございます「よい状態で国土を次世代へ引き継ぐ」という考えのもと、さまざまな課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本巢市行財政改革大綱及び実施計画の策定状況につきまして、御報告を申し上げます。

平成23年度から5ヵ年を計画期間といたします第2次本巢市行財政改革大綱及び実施計画につきましては、庁内組織でございます行政改革推進本部におきまして検討を重ね、基本目標を「経営感覚と質の高い行財政システムの構築」とする大綱の案を策定したところでございます。また、実施計画の案につきましては、この大綱（案）に基づき職員で構成いたします実施計画策定委員会におきまして、現在、実施項目の検討を進めているところでございます。

今後、実施計画（案）の素案ができましたら、本巢市行政改革推進委員会に諮問をさせていただくとともに、来年2月には答申をいただき、大綱及び実施計画を策定してまいりたいと考えております。地方分権の進展や高齢化の進行、市税・交付税の減収など本市を取り巻く社会情勢が厳しくなる中、管理型行政運営から経営型行政運営への転換を図る行財政改革に取り組むことで、本巢市の総合計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道整備計画につきまして、御報告を申し上げます。

本巢市における下水道整備につきましては、現在、農業集落排水10処理区、公共下水道2処理区の12処理区で供用開始しておりまして、下水道整備率は面整備率約73%となっております。さらに、平成24年度の供用開始に向けて、現在、金原・鍋原処理区の整備を進めているところでございまして、市内での未整備地区は糸貫、佐原、木知原の各処理区となっております。

市では、こうした未整備地区を計画的に整備するため、整備手法を含め、3年にわたり本巢市下水道事業推進審議会におきまして御審議をお願いしてきたところでございますが、去る11月8日に開催されました下水道事業推進審議会におきまして、未処理区の整備計画については合併処理浄化槽で整備することとの答申をいただいたところでございます。

答申決定の理由といたしまして、未整備地区を下水道事業で整備することにつきましては、一つ目に供用開始までの期間が長いこと、また地方債の借入れが多額になり、地方債の償還など財政的に負担が大きいことなどの課題のほか、国におきましては、一定基準を満たす設置済みの合併処理浄化槽の下水道接続義務を見直す下水道法の改正の動きがあることなどを踏まえ、未処理区の整備計画については合併処理浄化槽で整備することとの答申決定に至ったところでございます。今後、この答申に基づき、合併処理浄化槽設置に係る補助基準等を見直し、合併処理浄化槽での整備の推

進を図ってまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道につきまして御報告を申し上げます。

樽見鉄道につきましては、経営の改善を図られることを期待し、沿線5市町で構成する樽見鉄道連絡協議会の決定に基づき、平成20年度から平成22年度までの3年にわたり経営支援を行ってきたところでございます。

今年度は、来年度以降の樽見鉄道に対する経営支援の見直しを行う重要な年となっており、樽見鉄道連絡協議会におきまして、これまでの経営改善の状況や今後の経営見通しなどを勘案しながら、経営支援のあり方について協議を進めているところでございます。

樽見鉄道の経営状況は、少子化の進展に伴う通学利用者の減少等により収益の減少に歯どめがかからず、大変厳しい経営となっており、これ以上の費用削減が期待できない中、今後、収益が改善する兆しも見えない状況となっております。これらの状況を踏まえ、連絡協議会では、これまでの支援をさらに継続することによって、樽見鉄道が持続可能な公共交通として存続していけるのかを判断基準とした議論を沿線5市町で進め、来年1月を目途に連絡協議会としての最終結論を出してまいりたいと考えております。

次に、消防の広域化につきまして、御報告を申し上げます。

消防の広域化につきましては、消防体制の充実強化を図るため、平成18年6月に消防組織法が改正されたことを受け、岐阜県におきまして平成20年3月に岐阜県消防広域化推進計画が策定され、市町村の意見に基づき、可能な市町村で広域化の検討を進めることとされました。

岐阜地域におきましては、広域化に向け、5市3町で構成する岐阜地域消防広域化推進検討連絡会を平成21年5月に設置し、検討を重ねてきたところでございますが、広域化の共同処理方式について、5市3町の足並みをそろえることができなかったことなどから、当面、広域化の議論は見送ることとされましたので、御報告を申し上げます。

次に、保育園・幼稚園の整備等につきまして、御報告を申し上げます。

まず、本巣保育園及び本巣西保育園の統合につきましては、地権者の協力もいただきましたことから建設予定地を確定し、平成24年度末の完成に向けて、10月末に農業振興地域除外申請を行ったところでございます。また、糸貫地域の幼稚園の整備につきましては、現在地での建てかえ整備を含め、早急に建設予定地を決定し、平成25年度までに整備を進めてまいりたいと考えております。

また、現在、子供センターで実施をいたしております留守家庭教室につきましては、子供センターの建物に耐震性の問題があることから、今年度に席田小学校の施設改修を行い、来年4月から席田小学校に留守家庭教室を開設するとともに、一色・土貴野の両地区の留守家庭教室につきましても、来年度中に各小学校で開設できるよう準備を進めているところでございます。

また、あわせて市内のすべての小・中学校の耐震工事の御報告を申し上げますが、10月にすべての小・中学校の耐震工事が完了したということも、あわせて御報告を申し上げます。

次に、東海環状自動車の整備促進につきまして、御報告を申し上げます。

東海環状自動車道の西回りルート of 整備状況は、現在、大垣西インターチェンジから養老ジャンクション間の工事が進められているところでございます。この東海環状自動車道は、本巣市におきましても、カキやイチゴなどの農産物の流通や工業団地における新たな産業の創出、雇用の拡大など、市の発展に大きく寄与するものであることから、これまで本巣市東海環状自動車道建設促進協議会や西回りルート沿線の13市町で構成する建設促進岐阜県西部協議会などを通じて、国・県へ早期全線開通を要望してきたところでございます。

このたび、さらに大垣西インターチェンジから糸貫インターチェンジ間の早期開通を促進するため、11月10日、糸貫分庁舎におきまして沿線4市町の首長、議長、商工会長、自治会長、また関係県議会議員をメンバーとする本巣・瑞穂・大野・神戸東海環状自動車道建設促進協議会を設立し、17日には県議会議員の同行も得て、国土交通省中部地方整備局を初め県知事等への要望活動を実施いたしました。今後も各建設促進協議会の活動を中心に、西回りルート of 早期全線開通に向けて、積極的かつ強力に要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第12号（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第4、報告第12号 専決処分の報告について（公用車の事故にかかる損害賠償）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第12号 専決処分の報告について（公用車の事故にかかる損害賠償）でございます。

職員の公用車の事故につきまして、相手方への損害賠償金額を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

○議長（道下和茂君）

報告第12号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、公用車の事故にかかる損害賠償の専決処分の報告につきまして、補足説明を申し上げます。

平成22年8月25日午前7時45分ごろ、長野県安曇野市へ出張中の産業経済課の職員が運転する公

用車が、中央自動車道の恵那峡サービスエリア駐車場におきましてバックで駐車しようとしたところ、駐車中の車両に接触した事故でございます。和解しました専決処分金額が14万3,700円であります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

報告第12号 専決処分の報告について（公用車の事故にかかる損害賠償）は、以上で報告を終わります。

日程第5 議案第54号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第5、議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員 高橋晃さんの任期が平成23年3月31日付で満了となるため、後任委員の候補者を推薦するに当たり、本巣市上高屋988番地2の山田澄男さんを推薦することにつきまして、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6 議案第55号から日程第8 議案第57号まで（上程・説明）

議長（道下和茂君）

日程第6、議案第55号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第57号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず議案第55号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成22年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第56号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成22年8月の人事院勧告等にかんがみ、常勤の特別職職員の期末手当の額を減額する措置を講ずるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第57号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成22年8月の人事院勧告等にかんがみ、市議会議員の期末手当の額を減額する措置を講ずるため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第55号から議案第57号までの詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第55号から議案第57号については、本日、本会議散会后、全員協議会において企画部長から補足説明を求めます。

日程第9 議案第58号（上程・説明）

議長（道下和茂君）

日程第9、議案第58号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第58号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

軽自動車税の納期を変更するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議長（道下和茂君）

議案第58号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、本巢市税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

本巢市条例改正の概要の46ページをお開き願いたいと思います。

その説明資料にございます、1の改正の前提となる事実関係にございますように、軽自動車税の賦課期日と納期限が同じ4月であることによります課税漏れと、また口座振替での収納データが4月から5月に係りますゴールデンウィークと重なることによる金融機関からのおくれを解消するため、地方税法第445条第2項に基づき、本巢市税条例第83条第2項の軽自動車税の納期であります「4月11日から4月30日」を「5月1日から5月31日まで」に改正するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第10 議案第59号（上程・説明）

議長（道下和茂君）

日程第10、議案第59号 市道路線の認定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第59号 市道路線の認定についてでございます。

民間開発により市に寄附される道路につきまして、市道の路線認定するため、道路法の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第59号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、議案第59号 市道路線の認定についての補足説明をさせていただきます。

今回、認定をお願いします路線につきましては、民間開発によります9路線でございます。

1につきましては、資料として図面を提出させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと考えております。

道路幅員につきましては、1番の市道本巢1256号線については4.0メートル、5番の市道真正2374号線についても4メートル、その他につきましては6メートルでございます。延長につきましては9路線の合計で636.8メートルでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第11 議案第60号及び日程第12 議案第61号（上程・説明）

○議長（道下和茂君）

日程第11、議案第60号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について及び日程第12、議案第61号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず議案第60号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,840万1,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫補助金で社会資本整備総合交付金6,000万円の増額、及び財政調整基金繰入金6,000万円の増額が主なものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、増額といたしまして、国の追加経済対策に伴う市道舗装工事1億182万円の増額、それから留守家庭教室施設改修工事1,221万1,000円の増額、第3子・第4子の出産見込み増に伴う出産祝い金980万円の増額、日本脳炎新ワクチンの接種者見込み増による予防接種委託料872万5,000円の増額、また減額といたしまして、決算に伴い農業集落排水特別会計繰出金4,000万円の減額が主な内容でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第61号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ427万6,000円を増額するものでございます。

歳入におきましては、決算に伴い前年度繰越金の増額と一般会計繰入金の減額、歳出では4月の人事異動に伴い職員給与費を減額するものでございます。

以上、提案説明をるる申し上げましたが、よろしく御審議いただきまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

議案第60号及び議案第61号については、本日、本会議散会后、全員協議会において副市長及び各

担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

議案第60号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号については委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第61号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号については委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第13 議員派遣について

○議長（道下和茂君）

日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、本巢市議会会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

11月29日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員